

国民年金保険料の収納事業
平成 22 年度事業開始分の実施要項審議の議了に当たっての
官民競争入札等監理委員会入札管理小委員会
主査コメント

平成 22 年 6 月 18 日

1. 実施要項の抜本的な見直し

- (1)平成 19 年度事業開始分及び平成 20 年度事業開始分の実施が十分な成果を達成しなかったことから、公共サービス改革法第 7 条第 6 項に基づく内閣総理大臣の評価(案)は、戸別訪問の重視等の抜本的な見直しを厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に求める内容となっている。
- (2)今回の実施要項(案)は、内閣総理大臣による評価(案)を踏まえ、戸別訪問を担当する従事者の配置数の具体化、総合評価の方式の見直し、機構と受託民間事業者の連携方法の具体化等が盛り込まれている。

2. 事業実施体制の強化の必要性

- (1)国民年金保険料の収納事業の実施要項の見直しが有効な事業実施となるためには、日本年金機構において、本事業を担当する幹部及び職員に、民間事業者との円滑な連携が可能となるよう的確な人材登用と人材配置を更に推進するよう日本年金機構に要請する。
- (2)人材配置においては、特に、的確な落札者の決定と業務内容の明確な契約の締結が重要となるため、民間事業者に対して効果的かつ効率的な戸別訪問等の実現を適切に要請することが可能な人材配置を行なうよう留意することが重要である。
- (3)また、民間事業者を選定する評価委員会について、民間事業者の事業遂行能力を「詳細かつ具体的に」見極める能力を有する委員を選定し、応募民間事業者の事業遂行能力についてプレゼンテーションと質疑応答を通じて「詳細に質し」、判断するプロセスをぜひとも確保するよう配慮することが重要である。
- (4)落札事業者決定後、各地域の事業進捗を「具体的に」管理可能な体制を構築することを日本年金機構に要請する。
- (5)また、本件は、事業開始までの日程が短期間のため、入札手続を迅速に進めるとともに、事業開始前から事業立ち上がりの時期において、民間事業者が事業を円滑に行えるよう確実かつ適切な連携を行うことを日本年金機構に要請する。

※日本年金機構は、事業実施前の受託民間事業者への研修を実施して、スムーズに事業を開始できるように実地指導すること、業績が不安定となりがちな事業立ち上がり時期に、その点を配慮しつつ、「きめ細かく」事業進捗管理を行うことが期待される。

3 事業実施の成果の重視

国民年金保険料の収納事業の実施要項の見直しが有効な事業実施と着実な成果をもたらすためには、平成 22 年度開始事業の事後評価の開始時期を早め、モニタリングを的確に行なう必要がある。

また、平成 21 年度開始事業についても、内閣総理大臣による評価(案)において実施体制の見直しが要請されていることを踏まえ、事後評価の開始時期を早め、モニタリングを的確に行なう必要がある。

以上を踏まえ、厚生労働省及び日本年金機構から、日程調整の上、本年夏以降の早い時期に、平成 22 年度開始事業の入札結果の報告と平成21年度開始事業における平成 22 年4月までの事業実績について官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会に報告するよう要請する。

なお、本事業の事業実績の報告は、半年毎に要請することも必要と考えるが、次回の事業実績の報告の際に改めて検討する予定である。

以上